

「令和7年度経営所得安定対策等の概要」（きんき版）における
水田活用の直接支払交付金に係る5年水張り要件の変更について

令和7年1月30日、今後の水田政策の見直しの方向性が示され、令和9年度から根本的に見直すための検討が進められています。

水田活用の直接支払交付金について、交付対象水田に係る「5年水張りの要件」は、令和9年度以降求めないこととされました。

一方、現行制度では、令和9年度以降、過去5年間連続して水稻の作付けが行われていない農地について、「たん水管理を1か月以上行い、かつ連作障害による収量低下が発生していないこと」が確認できれば水稻の作付けが行われたものとみなすとされていますが、令和7年4月の要綱改正により、「たん水管理を1か月以上実施、又は、令和7年度又は令和8年度において、連作障害を回避する取組を行った場合、水稻の作付けが行われたものとみなされます。

このため、「令和7年度経営所得安定対策等の概要」（きんき版）の「1-4 その他留意事項」の「（3）交付対象にならない水田」（2ページ）について、以下のとおり変更（下線部）となります。

（3）交付対象にならない水田（抜粋）

④ 5年間に一度も水張り（水稻作付が基本）が行われない農地は令和9年度以降は交付対象としない

- この「水張り」は、水稻作付けにより確認することを基本とします。
 - ただし、災害復旧又は基盤整備に関連する事業が実施されている場合は、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しません。
 - また、次のいずれかに該当する場合は、水稻の作付けが行われたものとみなします。
 - ① たん水管理を1か月以上実施したことが確認できること
 - ② 令和7年度又は令和8年度において、連作障害を回避する取組（※）を実施したことが確認できること
- （※）連作障害を回避する取組
- 土壌改良資材、有機物（堆肥、もみ殻等）の施用、土壌に係る薬剤の散布、後作緑肥の作付け、病害虫抵抗性品種の作付け等その他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組
- **たん水管理を1か月以上行う場合、次の①～⑤により確認されれば、水稻の作付けが行われたものとみなします。**
 - ① 水張りの期間：天水による一時的なたん水ではなく、用水によるたん水状態が持続される期間として1か月以上
 - ② たん水の水深等：水稻作付けの場合と同等のたん水管理を行うことが基本
 - ③ 水張り時期：具体的な時期の指定はなし。水を張る場合の順番や期間については現場で十分に検討
 - ④ 水張りの確認：地域農業再生協議会においてたん水期間中に1か月以上あけて2回実施し、それぞれの時点でたん水されていることを確認
 - ⑤ 確認の時期：令和4年度以降の5年に1回、地域における輪作体系を踏まえ、適切なタイミングで実施
 - 連作障害を回避する取組を行う場合、当該取組を実施したことが作業日誌等により確認できれば、水稻の作付けが行われたものとみなします。